

様式 1

助産所開設許可申請書（非助産師開設）の記載事項

事案	助産師以外の者（医療法人等）が助産所を開設する場合
根拠法令	医療法第7条第1項、同法施行規則第2条
提出期限	事前
提出窓口	助産所の所在地を管轄する保健所 ※開設する前に事前に相談してください。
添付書類	1 管理者の助産師免許証の写し（原本持参）及び履歴書 2 管理者の再教育研修修了登録証の写し（原本持参） 3 業務に従事する助産師の助産師免許証の写し（原本持参） 4 敷地平面図 5 周辺の見取り図 6 建物平面図 7 定款、寄附行為又は条例（開設者が法人である場合） 8 開設者の住民票（法人の場合にあっては、法人登記簿謄本）
提出部数	2部
手数料	11,000円（保健所窓口にて現金収納）

様式の記載要領及び留意事項

「開設者」欄	
開設者住所	1 開設者の住所とは、 ・法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ・個人の場合は、個人の所在地（住民票のある住所地）を記載する。
氏名	1 開設者の氏名とは、 ・法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。
1. 開設者の住所・氏名	1 法人の場合の住所は、定款・寄附行為等の主たる事務所の所在地を記載する。 「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 2 法人の場合の氏名は、法人の名称を記載する。 （注）代表者の職・氏名は記載しないこと。
2. 助産所の名称及び略称	1 医療法に違反する名称でないこと。 ・原則として、開設者の姓を冠すること （開設者の姓）助産所、または、（開設者の姓）助産院 ・原則として、地名を使用しないこと。 ・その他、医療広告ガイドラインに反したり、患者の誘導を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は使用しないこと。
3. 開設の場所	1 「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 2 ビル内での開設の場合は、「○×ビル○階」とビルの名称と階数まで記載する。
4. 開設年月日	1 助産所を実際に開設した日を記載する。
5. 助産所の形態	1 業務の形態及び分娩の取扱の有無について、該当箇所の□にレ（チェックマーク）を記載する。
6. 管理者の住所・氏名	1 管理者助産師個人の住所地（住民票記載の住所）を記載する。 「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 2 氏名は、管理者助産師個人の氏名を記載する。
7. 開業日、開業時間及び休業日	1 開業日は、該当する曜日、時間の欄に○を記載する。 2 開業時間は、24時制で記載する。（例）午後5時→17:00と記載する。 3 休業日は、「日、祝、○曜午後」と曜日を基本に記載する。
8. 助産師その他の従業員の定員	1 助産師とその他（助産師以外）の従業員に区分して記載する。 （留意事項） 定員とは、開設者が定めた必要人員数（従業員数）のことである。 医療法において、助産所における必要人員数（従業員数）の法定基準はないが、適切な医療を提供するために必要な人員数（従業員数）を確保することとされている。

提出部数 2部

様式 1

9. 敷地面積	1 助産所にかかる敷地面積を記載する。（小数点第2位まで）
10. 周囲の見取図	1 助産所の場所が明確に分かる見取図を添付する。（市販の地図の写し等でも可） 2 最寄り駅、バス停などを記載する。
11. 建物の構造概要及び平面図	1 建物延床面積は、当該助産所の建物の各階床面積の合計を記載する。 ビル内の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。（小数点第2位まで） 2 うち助産所面積は、当該建物の助産所部分の面積を記載する。（小数点第2位まで） 3 構造種別は、「鉄筋コンクリート」、「鉄骨」、「木」等を記載する。 (留意事項) 1 階段の必要数及び構造設備 (1) 2階以上の階に入所室がある場合、入所する母子が使用する屋内直通階段を設置すること。 (2) 3階以上の階に入所室がある場合、避難に支障のないように2以上の避難階段が設けられていること。 ただし、上記の屋内直通階段が、建築基準法施行令第123条第1項の規定を満たしている場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。 2 助産所は、他の施設と機能的かつ物理的に区画されていること。（助産所として一体性を有していること。） (1) 助産所と居宅が併設されている場合 助産所と居宅の出入口、階段等が別々に設けられ、独立した出入りが可能で、内部においても明確に区分されていること。 (2) 助産所が複数のフロアにまたがる場合は、助産所内の行き来に支障がないよう、助産所の専用階段、エレベーター等（屋内直通階段）が必要である。 3 内部構造については、原則として必要な各室が独立していること。 (1) 待合室、受付、分娩室、入所室が区画され、それぞれ独立していること。 (2) 各室の区画は、少なくともパーテーションを使用したものであって、天井から床まで区画されていること。（カーテン、アコードィオンカーテン等は不可） (3) 患者のプライバシーに配慮した区画及び構造とすること。
12. 各室の用途及び面積（入所室の場合は入所定員を記入する）	1 助産所に設けられたそれぞれの室ごとに、その室のある階数、室名、用途、面積（小数点第2位まで）を記載する。 2 用途が入所室の場合は入所定員も記載する。 (留意事項) 1 助産所は、同時に10人以上の妊婦、産婦またはじょく婦を入所させてはならない。（10人以上の入所施設を有してはならない。） 2 入所室は地階又は3階以上の階には設けないこと。 ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、3階以上の階に設けることができる。 3 入所室の面積は、内法によって測定することとし、一母子を入所させるにあっては一母子につき6.3m ² 以上、二母子以上を入所させるものにあっては一母子につき4.3m ² 以上とすること。 有効内法面積の算定にあたっては、備付けの整理タンス、洋服タンス、浴室、洗面所等容易に移動できないものについては、入所室の面積から除外すること。 4 入所施設を有する助産所は、床面積9m ² 以上の分娩室を設けること。
13. 入所定員	1 入所室数及び入所定員とも括弧内に数字を記載する。 2 入所施設がない場合は、どちらの括弧内にも「0」を記入する。
14. 定款・寄附行為又は条例	1 開設者である法人の目的、名称、組織、業務などの根本規則を記載した書面（法人の種類により定款・寄附行為・条例などと名称が異なる）を添付すること なお、営利を目的としていないことが明文化されていること。

様式 1

添付書類の記載要領	
管理者、業務に従事する助産師の助産師免許証の写し、再教育研修修了登録証の写し	1 窓口において、添付する免許証の写しの原本照合を行うため、届出時には助産師免許証の原本もあわせて持参すること。 2 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面の写しも必要。
開設者、管理者の履歴書	1 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）の記載すること。
敷地の平面図	1 敷地面積が分かるよう、敷地平面図の中に寸法・面積等を記載する。
周囲の見取図	1 助産所の場所が明確に分かる見取図を添付する。（市販の地図の写しでも可） 2 最寄り駅、バス停などを記載する。
建物の平面図	1 助産所全体の平面図を添付し、助産所面積を記載する。 助産所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 2 各室の寸法、床面積及び室名を記載する。 3 助産所部分が明確に分かるよう、赤で囲む。
定款・寄附行為又は条例	1 法人の代表者により原本証明すること。 (例) この定款は原本と相違ありません。 ○年○月○日 ○○法人○会 理事長 ○○ ○○ ・添付した定款等の表紙に上記内容を記載すること。 ・法人の名称、代表者の職・氏名は、開設許可申請書の記載にあわせること。
開設者の住民票（個人の場合）	1 開設者の住民票を添付する。（発行日から6ヶ月以内） 住所、氏名、生年月日、男女の別、世帯主、戸籍の表示の記載があるものに限る。 個人番号の記載のないものに限る。
開設者の法人登記簿謄本（法人の場合）	1 開設者が法人の場合は、法人登記簿謄本を添付する。（発行日から6ヶ月以内）

《許可》

○医療法第7条第5項

営利を目的として、助産所を開設しようとする者に対しては、許可を与えないことができる。

《手続き関係》

○医療法施行令第4条の2第1項、医療法施行規則第3条

助産所の開設の許可を受けた者は、助産所を開設したときは、10日以内に所在地の都道府県知事（保健所設置市の市長）へ届け出なければならない。

（参考法令1）

○医療法第19条

助産所の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておかなければならぬ。

○医療法施行規則第15条の2

- 分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、法第十九条の規定に基づき、病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師として定めておかなければならぬ。
- 前項の規定にかかわらず、助産所の開設者が、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所に対して、当該病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが前項の対応を行うことを嘱託した場合には、嘱託医師を定めたものとみなすことができる。

様式 1

- 3 助産所の開設者は、嘱託医師による第一項の対応が困難な場合のため、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を嘱託する病院又は診療所として定めておかなければならぬ。

○医療法施行規則第 15 条の 3

出張のみによってその業務に従事する助産師は、妊婦等の助産を行うことを約するときは、法第十九条第二項の規定により、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として定めておかなければならぬ。

（参考法令 2）

○医療法第 14 条（助産所の入所妊婦等の制限）

助産所の管理者は、同時に十人以上の妊婦、産婦又はじよく婦を入所させてはならない。

○医療法施行規則第 10 条（管理者の遵守すべき事項）

助産所の管理者は、患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、この限りでない。

- 1 妊婦、産婦若しくはじよく婦を入所させる室（以下「入所室」という。）には定員を超えて患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。
- 2 入所室でない場所に患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。

○医療法施行規則第 17 条（助産所の構造設備の基準）

法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 1 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。
- 2 入所室の床面積は、内法によって測定することとし、一母子を入所させるためのものにあっては六・三平方メートル以上、二母子以上を入所させるためのものにあっては一母子につき四・三平方メートル以上とすること。
- 3 第二階以上の階に入所室を有するものにあっては、入所する母子が使用する屋内の直通階段を設けること。
- 4 第三階以上の階に入所室を有するものにあっては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 5 入所施設を有する助産所にあっては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。ただし、分べんを取り扱わないものについては、この限りでない。
- 6 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。
- 7 消火用の機械又は器具を備えること。

○医療法施行規則第 17 条第 2 項

助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。

・建築基準法第 28 条（および建築基準法施行令第 19 条、第 20 条）

助産所の入所室には採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、入所室の床面積に対して、七分の一以上としなければならない。

助産所の入所室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、入所室の床面積の二十分の一以上としなければならない。ただし、換気設備を設けた場合はこの限りではない。

○医療法第 20 条（清潔保持等）

助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

様式 1

○医療法第 27 条（使用許可）

入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

○医療法第 14 条の 2 第 2 項（院内掲示義務）

助産所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該助産所に関し次に掲げる事項を当該助産所内に見やすいうように掲示しなければならない。

- 一 管理者の氏名
- 二 業務に従事する助産師の氏名
- 三 助産師の就業の日時
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

・医療法施行規則第 9 条の 6（院内掲示事項）

法第十四条の二第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該助産所の嘱託医師の氏名又は第十五条の二第二項の病院若しくは診療所の名称（同項の医師が担当する診療科名を併せて提示すること。）及び当該助産所の嘱託する病院又は診療所の名称とする。

○医療法第 6 条の 3（情報の報告及び書面の閲覧）

助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を助産所において閲覧に供しなければならない。

○医療法第 6 条の 7（助産師等に関する広告の制限）

助産師の業務又は助産所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。（詳細省略）